

【補足】児童のすこやかな発育環境の見守りシステム

接種記録等のデータを用いて児童の発育環境に関する予測モデルを構築し
すこやかな発育を見守る健康増進サービスを提供する

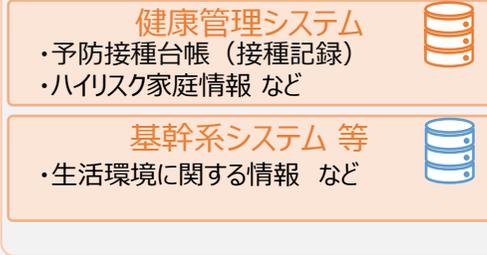
STEP 1

PHRデータ等の蓄積および
第三者提供に関する同意取得

PHRから取得できる情報



自治体基幹系システム 等

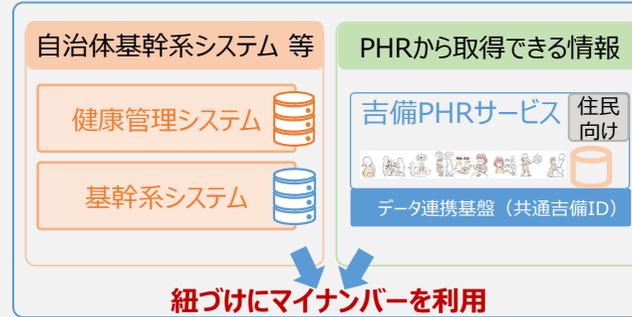


必須対応事項

第三者提供に関する同意を得る

STEP 2

児童の発育環境に関する予測モデルの
構築とハイリスク群の洗い出し



規制改革のための新たな措置

特定個人情報 (接種記録等) を
第三者へ提供可能とする

STEP 3

すこやかな発育のための
健康増進サービスの提供



社会的効果

児童のすこやかな発育環境
の見守りが可能となる

新たな規制・制度改革の提案（再提案）

Ⅱ ②「広範かつ大胆な規制・制度改革の提案」に関する事項

No	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	⑦参考資料がある場合は、その有無
XX	予防接種データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用範囲拡大	各種医療機関等に分散する予防接種の記録データについて、本人及び本人が提供することに同意した事業者等が参照することを可能とする。	子どもの予防接種の記録等を参照することにより、 予防接種の呼びかけや、健康増進サービス等を提供 することが可能となる。また、育児放棄や虐待などの検知が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、特定個人情報 ¹ は社会保障、税、防災以外の分野での利用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条（特定個人情報の提供の制限）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、新型コロナワクチン接種と同様に、各種予防接種にもマイナンバーを利用可能とする。 マイナンバーと予防接種の記録データを紐づけた 特定個人情報について、本人の同意を前提としたうえでの 第三者提供を可能 とする。	-

【補足】PHRサービスに関する吉備中央町での大胆な規制改革

PHRサービス拡充のために、吉備中央町では「*番号法第19条」を変更

(* 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 (特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(中略)

十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(中略)

「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」を

「人の生命、身体又は財産の保護、及び保護が必要な個人の抽出のために必要がある場合」

に変更。(※「スクリーニング」においては保護の必要がない個人も含まれるため)